

令和6年度 奈良県教育委員会
市町村立学校「栄養教諭中堅教諭等資質向上研修」実施要項

1 目的

栄養教諭中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条第1項の規定に準じて、個々の能力、適性等に応じて、市町村立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

2 対象等

- (1) 栄養教諭中堅教諭等資質向上研修の対象となる栄養教諭（以下「当該栄養教諭」という。）は、令和6年4月1日現在で学校栄養職員としての在職期間と栄養教諭としての在職期間の合計が10年（特別な事情がある場合には、この期間の限りではない。）に達している者とする。
 - (2) 次に掲げる者は、栄養教諭中堅教諭等資質向上研修の対象から除くものとする。
 - ア 臨時的に任用された者
 - イ 他の研修実施者が実施する十年経験者研修又は栄養教諭中堅教諭等資質向上研修を修了した者
 - ウ 会計年度任用職員
 - エ 地方公務員法第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者
 - オ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、研修実施者が当該者の経験の程度を勘案して栄養教諭中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者
- （対象の留意点）
- (3) 2(1)の在職期間は、国立、公立又は私立の学校である小学校等の栄養教諭等として在職した期間を通算した期間とする。
 - (4) 2(3)の規定により在職期間を計算する場合において、指導主事、社会教育主事その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。
 - (5) 育児休業等で、異なる年数を定めることが適切な場合は、奈良県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）と協議の上、延期することができる。

3 実施主体等

栄養教諭中堅教諭等資質向上研修は、市町村教育委員会の協力を得て、県教育委員会が実施する。

4 内容等

栄養教諭中堅教諭等資質向上研修は、校外研修と校内研修からなり、研修実施計画書（様式9栄）に従い、1年間の研修を実施するものとする。その主な内容等は次のとおりとする。

（校外研修）

- (1) 主に奈良県立教育研究所（以下「教育研究所」という。）が実施する研修で、研修領域として、栄養専門研修及び必修研修を設ける。当該栄養教諭は、栄養専門研修を3日、必修研修Ⅰ及び必修研修Ⅱをそれぞれ1日、合計5日間を夏期休業期間等に受講するものとする。

（校内研修）

- (2) 校長の指導の下、指導方法研究及び特定課題研究等を行う研修として、原則として、栄養専門研修受講後に、校内において5日間実施するものとする。
- (3) 「奈良県立教育研究所における長期研修実施要項」による研修を行う者及び、その他、県教育委員会が認める長期研修等を行う者は、これを校内研修に充てることができる。

5 研修計画

（事前評価と研修実施計画書）

- (1) 校長は、栄養教諭中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、当該栄養教諭の能力、適性等について評価を行うものとする。
- (2) 当該栄養教諭は、栄養教諭中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、校長等の学校管理職との対

話に基づき、効果的な指導助言等を踏まえて研修実施計画書を作成するものとする。校長は、作成された研修実施計画書を確認し、必要に応じて調整するものとする。

- (3) 校長は、作成された研修実施計画書を期日までに市町村教育委員会に提出するものとする。市町村教育委員会は、作成された研修実施計画書を確認し、精査した上で期日までに県教育委員会に提出するものとする。

6 校内体制

- (1) 当該栄養教諭は、校長の指導の下、研修実施計画に従い、研修を行うものとする。
- (2) 校長は、栄養教諭中堅教諭等資質向上研修が円滑に実施できるようにするため、学校全体としての体制を確立するものとする。
- (3) 校長、副校長及び教頭は、研修実施計画に従い、当該栄養教諭の指導及び助言に当たるものとする。

7 研修報告

(研修実施報告書)

- (1) 校長は、4内容等に定める全ての研修を終了した当該栄養教諭に対し、研修実施報告書(様式11栄)を作成し、指定された期日までに、市町村教育委員会に提出するものとする。

なお、研修成果については、当該栄養教諭に対する以後の指導や研修に活用することが望ましい。

- (2) 市町村教育委員会は、校長から提出された研修実施報告書の写しを、指定された期日までに、県教育委員会に提出するものとする。
- (3) 校長は、令和6年度に修了予定であった当該栄養教諭が4内容等に定める全ての研修を終了できない場合は、市町村教育委員会を通じて県教育委員会に連絡し、次年度以降の研修について協議するものとする。

(修了の認定)

- (4) 栄養教諭中堅教諭等資質向上研修の修了の認定は、市町村教育委員会から県教育委員会に提出された研修実施報告書を基に(奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則第二条の規定により)県教育委員会教育長が行う。なお、県教育委員会教育長による修了の認定が認められない場合は、県教育委員会は当該栄養教諭の所属する市町村教育委員会と確認の上、市町村教育委員会を通じて校長へ通知する。

8 文書保存

市町村教育委員会は、当該栄養教諭の研修実施計画書及び研修実施報告書を修了認定後5年間保存するものとする。

9 実施校校長説明会

県教育委員会は、栄養教諭中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、市町村教育委員会担当者を含む実施校校長説明会を年度当初に開催するものとする。

10 その他

- (1) 教育研究所が主催する栄養教諭中堅教諭等資質向上研修の受講に係る旅費については、教育研究所負担とする。
- (2) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

令和6年度 奈良県教育委員会
県立学校「栄養教諭中堅教諭等資質向上研修」実施要項

1 目的

栄養教諭中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条第1項の規定に準じて、個々の能力、適性等に応じて、県立学校における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

2 対象等

(1) 栄養教諭中堅教諭等資質向上研修の対象となる栄養教諭（以下「当該栄養教諭」という。）は、令和6年4月1日現在で学校栄養職員としての在職期間と栄養教諭としての在職期間の合計が10年（特別な事情がある場合には、この期間の限りではない。）に達している者とする。

(2) 次に掲げる者は、栄養教諭中堅教諭等資質向上研修の対象から除くものとする。

ア 臨時的に任用された者

イ 他の研修実施者が実施する十年経験者研修又は栄養教諭中堅教諭等資質向上研修を修了した者

ウ 会計年度任用職員

エ 地方公務員法第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者

オ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、研修実施者が当該者の経験の程度を勘案して栄養教諭中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者

（対象の留意点）

(3) 2(1)の在職期間は、国立、公立又は私立の学校である小学校等の栄養教諭等として在職した期間を通算した期間とする。

(4) 2(3)の規定により在職期間を計算する場合において、指導主事、社会教育主事その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。

(5) 育児休業等で、異なる年数を定めることが適切な場合は、奈良県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）と協議の上、延期することができる。

3 実施主体等

栄養教諭中堅教諭等資質向上研修は、県教育委員会が実施する。

4 内容等

栄養教諭中堅教諭等資質向上研修は、校外研修と校内研修からなり、研修実施計画書（様式9栄）に従い、1年間の研修を実施するものとする。その主な内容等は次のとおりとする。

（校外研修）

(1) 主に奈良県立教育研究所（以下「教育研究所」という。）が実施する研修で、研修領域として、栄養専門研修及び必修研修を設ける。当該栄養教諭は、栄養専門研修を3日、必修研修Ⅰ及び必修研修Ⅱをそれぞれ1日、合計5日間を夏期休業期間等に受講するものとする。

（校内研修）

(2) 校長の指導の下、指導方法研究及び特定課題研究等を行う研修として、原則として、栄養専門研修受講後に、校内において5日間実施するものとする。

(3) 「奈良県立教育研究所における長期研修実施要項」による研修を行う者及び、その他、県教育委員会が認める長期研修等を行う者は、これを校内研修に充てることのできる。

5 研修計画

（事前評価と研修実施計画書）

(1) 校長は、栄養教諭中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、当該栄養教諭の能力、適性等について評価を行うものとする。

(2) 当該栄養教諭は、栄養教諭中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、校長等の学校管理職との対

話に基づき、効果的な指導助言等を踏まえて研修実施計画書を作成するものとする。校長は、作成された研修実施計画書を確認し、必要に応じて調整するものとする。

- (3) 校長は、作成された研修実施計画書を確認し、期日までに県教育委員会に提出するものとする。県教育委員会は、校長から提出された研修実施計画書を確認し、精査した上で、必要に応じて調整するものとする。

6 校内体制

- (1) 当該栄養教諭は、校長の指導の下、研修実施計画に従い、研修を行うものとする。
(2) 校長は、栄養教諭中堅教諭等資質向上研修が円滑に実施できるようにするため、学校全体としての体制を確立するものとする。
(3) 校長、副校長及び教頭は、研修実施計画に従い、当該栄養教諭の指導及び助言に当たるものとする。

7 研修報告

(研修実施報告書)

- (1) 校長は、4内容等に定める全ての研修を終了した当該栄養教諭に対し、研修実施報告書（様式11栄）を作成し、指定された期日までに、県教育委員会に提出するものとする。
なお、研修成果については、当該栄養教諭に対する今後の指導や研修に活用することが望ましい。
(2) 校長は、令和6年度に修了予定であった当該栄養教諭が4内容等に定める全ての研修を終了できない場合は、県教育委員会に連絡し、次年度以降の研修について協議するものとする。
(修了の認定)
(3) 栄養教諭中堅教諭等資質向上研修の修了の認定は、校長から県教育委員会に提出された研修実施報告書を基に（奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則第二条の規定により）県教育委員会教育長が行う。なお、県教育委員会教育長による修了の認定が認められない場合は、県教育委員会は当該栄養教諭の所属する県立学校の校長へ通知する。

8 文書保存

県教育委員会は、当該栄養教諭の研修実施計画書及び研修実施報告書を修了認定後5年間保存するものとする。

9 実施校校長説明会

県教育委員会は、栄養教諭中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、担当者を含む実施校校長説明会を年度当初に開催するものとする。

10 その他

- (1) 教育研究所が主催する栄養教諭中堅教諭等資質向上研修の受講に係る旅費については、教育研究所負担とする。
(2) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

令和6年度 奈良県教育委員会
市町村立小学校・中学校・義務教育学校「学校事務職員中堅教諭等資質向上研修」実施要項

1 目的

学校事務職員中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条第1項の規定に準じて、個々の能力、適性等に応じて、市町村立の小学校等における学校組織に係る総務・財務等に関し相当の経験と専門性を有し、学校の事務や校務運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

2 対象等

(1) 学校事務職員中堅教諭等資質向上研修の対象となる学校事務職員（以下「当該学校事務職員」という。）は、令和6年4月1日現在で学校事務職員としての在職期間が10年（特別な事情がある場合には、この期間の限りではない。）に達している者とする。

(2) 次に掲げる者は、学校事務職員中堅教諭等資質向上研修の対象から除くものとする。

ア 臨時的に任用された者

イ 他の研修実施者が実施する十年経験者研修又は学校事務職員中堅教諭等資質向上研修を修了した者

ウ 会計年度任用職員

エ 地方公務員法第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者

オ 教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、研修実施者が当該者の経験の程度を勘案して学校事務職員中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者

（対象の留意点）

(3) 2(1)の在職期間は、国立、公立又は私立の学校である小学校等の学校事務職員として在職した期間を通算した期間とする。

(4) 2(3)の規定により在職期間を計算する場合において、教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。

(5) 育児休業等で、異なる年数を定めることが適切な場合は、奈良県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）と協議の上、延期することができる。

3 実施主体等

学校事務職員中堅教諭等資質向上研修は、市町村教育委員会の協力を得て、県教育委員会が実施する。

4 内容等

学校事務職員中堅教諭等資質向上研修は、校外研修と校内研修からなり、研修実施計画書（様式9事）に従い、1年間の研修を実施するものとする。その主な内容等は次のとおりとする。

（校外研修）

(1) 主に奈良県立教育研究所（以下「教育研究所」という。）が実施する研修で、研修領域として、学校事務専門研修及び必修研修を設ける。当該学校事務職員は、学校事務専門研修を3日、必修研修Ⅰ及び必修研修Ⅱをそれぞれ1日、合計5日間を夏期休業期間等に受講するものとする。

（校内研修）

(2) 校長の指導の下、特定課題研究等を行う研修として、原則として、学校事務専門研修受講後に、校内において5日間実施するものとする。

5 研修計画

（事前評価と研修実施計画書）

(1) 校長は、学校事務職員中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、当該学校事務職員の能力、適性等について評価を行うものとする。

(2) 当該学校事務職員は、学校事務職員中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、校長等の学校管理

職との対話に基づき、効果的な指導助言等を踏まえて研修実施計画書を作成するものとする。校長は、作成された研修実施計画書を確認し、必要に応じて調整するものとする。

- (3) 校長は、作成された研修実施計画書を期日までに市町村教育委員会に提出するものとする。市町村教育委員会は、作成された研修実施計画書を確認し、精査した上で期日までに県教育委員会に提出するものとする。

6 校内体制

- (1) 当該学校事務職員は、校長の指導の下、研修実施計画に従い、研修を行うものとする。
- (2) 校長は、学校事務職員中堅教諭等資質向上研修が円滑に実施できるようにするため、学校全体としての体制を確立するものとする。
- (3) 校長、副校長及び教頭は、研修実施計画に従い、当該学校事務職員の指導及び助言に当たるものとする。

7 研修報告

(研修実施報告書)

- (1) 校長は、4内容等に定める全ての研修を終了した当該学校事務職員に対し、研修実施報告書(様式11事)を作成し、指定された期日までに、市町村教育委員会に提出するものとする。

なお、研修成果については、当該学校事務職員に対する以後の指導や研修に活用することが望ましい。

- (2) 市町村教育委員会は、校長から提出された研修実施報告書の写しを、指定された期日までに、県教育委員会に提出するものとする。
- (3) 校長は、令和6年度に修了予定であった当該学校事務職員が4内容等に定める全ての研修を終了できない場合は、市町村教育委員会を通じて県教育委員会に連絡し、次年度以降の研修について協議するものとする。

(修了の認定)

- (4) 学校事務職員中堅教諭等資質向上研修の修了の認定は、市町村教育委員会から県教育委員会に提出された研修実施報告書を基に(奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則第二条の規定により)県教育委員会教育長が行う。なお、県教育委員会教育長による修了の認定が認められない場合は、県教育委員会は当該学校事務職員の所属する市町村教育委員会と確認の上、市町村教育委員会を通じて校長へ通知する。

8 文書保存

市町村教育委員会は、当該学校事務職員の研修実施計画書及び研修実施報告書を修了認定後5年間保存するものとする。

9 実施校校長説明会

県教育委員会は、学校事務職員中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、市町村教育委員会担当者を含む実施校校長説明会を年度当初に開催するものとする。

10 その他

- (1) 教育研究所が主催する学校事務職員中堅教諭等資質向上研修の受講に係る旅費については、教育研究所負担とする。
- (2) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会が別に定める。